

日行連発第1235号
令和4年12月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設業法施行令の一部を改正する政令について（周知）

令和4年11月18日「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。本改正は、建設業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しや、技術検定制度の見直しを行うもので、請負代金額の要件の見直し関係の規定は令和5年1月1日施行、技術検定関係の規定は令和6年4月1日施行となります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

・「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html